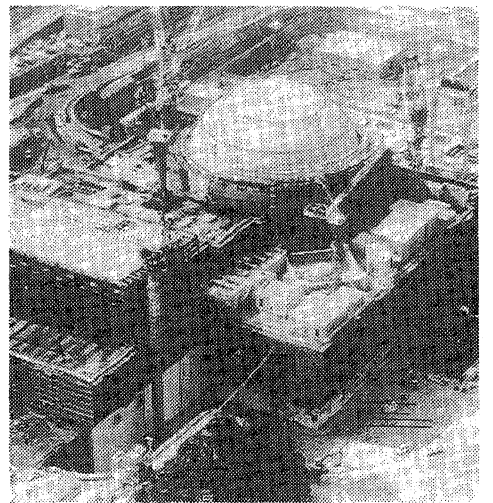


## もんじゅ訴訟とは

「もんじゅ」は動力炉・核燃料開発事業団が、福井県敦賀市白木地区に建設・運転しようとしている高速増殖炉原型炉（電気出力二八万キロワット）である。高速増殖炉は高速中性子による核分裂の連鎖反応によって生ずるエネルギーを利用して発電しながら、高速中性子を炉心周囲にブランケット燃料として装荷されたウラン二三八に吸収させてプルトニウム二三九を生産する炉であるとされている。

もんじゅの建設が明らかにされたのは一九七五年のことである。八二年七月には公開ヒアリングが強行され、八三年五月には原子炉設置許可処分が下された。住民団体（原発反対福井県民会議）がもんじゅ差止めの訴訟を決議したのは八四年八月のことであり、取消訴訟の提起期間は既に経過していた。提訴の相談を受けてからのような類型の訴訟を提起するか、弁護士と原告団で討議を行なった結果、裁判は民事訴訟としての差止め訴訟と行政訴訟としての無効確認訴訟を併合して提起することになった。提訴は八五年九月となったが八五年一〇月には建設工事が強行開始された。八九年七月現在で工事全体の約七〇％が完成しており、九二年度には臨界を目指すこととされている。

毎日新聞社提供



## ●緊急レポート● 高速増殖炉「もんじゅ」

## 控訴審判決の意味

## もんじゅ訴訟弁護団

### 無効確認訴訟を提起した理由

我々が、動燃事業団を相手方とする、人格権・環境権に基づく差止め訴訟以外に、内閣総理大臣を相手方とする原子炉設置許可処分の無効確認訴訟を提起したのは、二つの理由からである。

一つは、国（実質的には科学技術庁、原子力安全委員会）の行なった安全審査手続の実態を裁判を通じて明らかにしていくためには、民事訴訟だけでなく、行政訴訟の提起が必要と考えられたこと、二つは、民事訴訟だけを提起した時には、「もんじゅ」が国の原子力開発の一環として建設されていることから、何ら

### 高速増殖炉の危険性

かの民事訴訟不適法論（行政訴訟でいくべきだ）が被告側から主張されるのではないかという危惧があったこと、である（今のところ、民事訴訟について、このような本案前の抗弁は出されていない）。

高速増殖炉「もんじゅ」は大変危険な炉である。炉心の出力密度が軽水炉に比べて非常に高い。しかも原子炉の運転を安定的に行なうためには、中性子の量をコントロールする必要があるが、遅発中性子の割合が少なく、炉のコントロールがむずかしい。また、高速増殖炉では、一般に炉心の冷却材に液体ナトリウムを

### 中止に向かう世界の高速炉開発

高速増殖炉開発は、このような技術的困難に加えて、建設コストが軽水炉に比べて非常に割高となっていることから、足踏み状態にある。アメリカでは、クリンチリバーの原型炉が一九八三年に中止、イギリスでも、昨年開発予算が大幅削減され、西ドイツでも、原型炉SNR-1300が、完成したものの、州政府によって運転を差し止められたままである。最も開発に熱心といわれるフランスでも実証炉スーパーフェニックスは重大事故で停止、次の実証炉計画も宙に浮いた形になっている。日本でも高速炉の実用化は二〇三〇年ごろとされている。一兆円近い費用を投じて、今、このような原子炉が建設されることの必要性自体も

使用している。炉心の冷却材に沸騰などの理由で泡（ボイド）が発生した場合、軽水炉では反応度が低減していく傾向がある（ボイド反応度が負であるという）が、高速増殖炉では、ボイド反応度が正であり、炉自体の自己制御性がなく、チェルノブイリ原発事故のような出力暴走事故の危険性が高いのである。炉心に大量に蓄積される猛毒物質プルトニウム239の潜在的危険性、冷却材にナトリウムを用いることからの技術的困難性にも大きなものがある。また「もんじゅ」については立地付近の断層の存在の問題もある。

根本的に再検討される必要がある。

### 一審の経過と二審判決の内容

前述のように、「もんじゅ訴訟」は民事訴訟と行政訴訟を併合して提起したものであるが、八七年二月二〇日の第四回口頭弁論で、裁判所は、突然、二つの訴訟を分離して、行政訴訟の結審を宣言した。同年一月二十五日には、行政訴訟について、原告ら住民には、行政事件訴訟法三六条に定める原告適格がない、として却下の門前払い判決が下された。

行政事件訴訟法三六条に定める原告適格については、次のような要件と要件相互の関係が問題となる。

I 「後続処分により損害を受けるおそれのある者」(積極要件その1)

II 「右以外で法律上の利益を有する者」(積極要件その2)

III 「現在の法律関係に関する訴えで目的を達することができない(補充性の要件)」

IV 「積極要件その1」に該当する場合にも補充性の要件をみたすことが必要か

結論的にいうと、一審判決は、IIの要件については、他の取消訴訟の判決と同様に肯定したものの、I、III、IVの各要件については原告らの主張をことごとく排斥し、原告らの原告適格を否定したのである。

すなわち、まずIの要件については、原子炉設置許可処分には「設計及び工事方法の認可」「使用前検査・合格」「保安規定の認可」などの後続処分が存在するが、これらの処分による原告らの損害を論ずる余地はなく、「後続処分により損害を受けるおそれのある者」にはあたらないとした。

また、IIIの要件については、「現在の法律関係に関する訴え」は処分の有効・無効を争点とする争点訴訟に限らず、民事差止訴訟も紛争解決のため、有効かつ適切な手段であるから、これに該当する。したがって補充性の要件も満たさないとした。

さらに、各要件の関係についても、Iの要件を満たすものについてもIIIの要件を満たす必要があるとし、この点について必要ないと判示している最高裁判昭和五一年四月二七日判決は本件には適当でないとした。

### 控訴審の経過

控訴審での争点は、行政事件訴訟法三六条に関する一審の判断の当否の点であった。判決言渡までに六回の口頭弁論が開かれたが、控訴審の審理に大きな影響を与えたのが、二つの判例評釈であった。高木光「抗告訴訟と民事差止訴訟の関係」(ジュリスト九〇五号)と阿部泰隆「行政処分無効確認訴訟の原告適格、

無効確認訴訟と民事差止訴訟」(判例タイムズ六六三号)がそれである。二つの評釈は、角度は異なるものの、一審判決の問題点を極めて明確に指摘していた。

このような評釈ももとにして、控訴人(一審原告)は準備書面を提出していったが、これに対する国の答弁において、民事差止訴訟が一定の場合には争点訴訟となるという全く新しい主張を展開してきた。これは、一審の「現在の法律関係に関する訴え」は争点訴訟に限らないとの判断が、最高裁判例(昭和四五年一月六日)にも反し、学界の定説にも反することから、その維持が難しいとの判断に基づくものであったと考えられ、この段階で一審判決の破棄は必至であると我々は考えていた。

### 控訴審判決の内容

去る七月一九日に下された控訴審判決は、まず、前記IIIの補充性の要件については、民事差止訴訟は、人格権の侵害を理由に、原子炉の建設差止めを求めるものであり、原子炉設置許可処分の「無効を前提とする訴訟」とはいえないから、本件訴訟は補充性の要件を満たしているとした。

次に、IIの要件について、全く新しい判断を示した。すなわち原子炉設置許可処分について無効確認を求めるについて「法律上の利益を有する」周辺住民とは、

原子炉から半径約二〇㊦の範囲内に居住する者をいうとしたのである。その理由としては、原子炉の最大の事故の場合には、放射性物質は半径数㊦ないしは数十㊦の範囲の地域を直撃し、また、気象条件によっては一〇〇㊦ないしは数百㊦の遠方にまで及び、避難の遅れた住民の生命、身体に重大な放射能障害を及ぼすが、半径二〇㊦以内の者以外には、まだ時間的に避難の可能性があるためとしている。その他のI、IVの論点については、判決は判断をしていない。

### 控訴審判決の評価

今回の判決は、理論的には、判例・通説に沿ったもので、特段目新しい点はない。しかし、取消訴訟提起の機会を失った原子炉についても、行政訴訟で国の安全審査の当否を裁判で問うことがはじめて認められた点で、大きく評価できる。

住民の範囲を二〇㊦以内に制限した点については、当日の新聞の解説などでも「説得力がない」とされてきたが、科学的根拠もなく、理解に苦しむものである。現実には、半径一〇㊦圏より外には住民の避難計画がないこと、重大事故でも公表が遅れ常に避難は遅れがちであること、破滅的事故で周辺数百㊦が汚染された場合には、日本の狭い国土で避難など不可能であることなど、この判断の矛盾はいくつでも指摘できる。(文責・海渡雄一)